

日液協第25～73号
平成25年12月25日

会員各位

日本液化石油ガス協議会

**液化石油ガス販売事業者及び保安機関が行う保安業務の適正化について
(お願い)**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経産省ガス安全室より別添のとおり周知依頼がありました。

本件は、本省所管の保安機関がLPガス販売事業者から受託した保安業務のうち、定期供給設備点検及び定期消費設備調査を自ら行わず、他の保安機関に再委託していた事実が判明したことにより、経産省ガス安全室から当協議会あてに再発防止のための周知依頼があったものです。

つきましては、会員各位におかれましては、営業所等に対し、「販売事業者及び保安機関は、保安業務の実施に際して、不適切な行為が行われていないかを十分に確認するとともに、保安業務を適切に行うこと。」についてご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本件についての詳細は、「平成25年度液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条に基づく立入検査等の結果について(第3四半期分)」にて正式に掲載される予定ですので、そちらをご参照ください。

敬 具


(発信手段：Eメール)

(担当：飯田・岩田)

別添

25商ガ安第18号
平成25年12月19日

日本液化石油ガス協議会
会長 川本 武彦 殿

経済産業省商務流通保安グループ
ガス安全室長 大本 治康 

液化石油ガス販売事業者及び保安機関が行う保安業務の適正化に
ついて（注意喚起）

上記の件について、別紙のとおり再発防止のための注意喚起を実施すること
としました。

つきましては、貴協会傘下の会員に周知してくださるようお願いいたします。

25商ガ安第18号

平成25年12月19日

液化石油ガス販売事業者及び保安機関が行う保安業務の適正化について（注意喚起）

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

今般、本省所管の保安機関が液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務の一部を他の保安機関に再委託していた事実が判明しました。

具体的には、保安機関が液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務のうち、定期供給設備点検（3号業務）及び定期消費設備調査（4号業務）を自ら行わず、他の保安機関に再委託していたものです。

本件は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第34条第2項の規定に違反する不適切な行為であり、商務流通保安グループガス安全室は、当該保安機関に対し厳重に注意し、他の類似の行為（再委託）の自己点検及び再発防止に関する措置を実施するよう指示しました。

については、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、下記のとおり要請し、不適切な行為が行われないよう注意喚起します。

記

液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務の実施に際して、不適切な行為が行なわれていないかを十分に確認するとともに、保安業務を適切に行うこと。